

第四十回国会 参議院 地方行政委員会 會議録 第二号

昭和三十一年一月三十日(火曜日)

午前十時二十七分開会

委員の異動

十二月十四日委員加瀬完君及び小笠原二三男君辭任につき、その補欠として松澤兼人君及び矢嶋三義君を議長において指名した。

委員長の異動

一月二十四日小幡治和君委員長辭任につき、その補欠として小林武治君を議院において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 秋山 長造君
基 政七君

委員

小柳 牧衛君
郡 祐一君
西郷吉之助君
津島 壽一君
湯澤三千男君
松澤 兼人君
矢嶋 三義君

國務大臣

自治大臣 安井 謙君

政府委員

警察庁長 宮地 直邦君
官房長 今竹 義一君
警察庁長官 柴田 護君
自治大臣官房長 今枝 信雄君
自治大臣官 今枝 信雄君
房會計課長 今枝 信雄君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査

(昭和三十一年度警察庁関係予算並びに今期国会における警察庁提出予定法律案に関する件)

(昭和三十一年度自治省関係予算並びに今期国会における自治省提出予定法律案に関する件)

○委員長(小林武治君) ただいまから委員會を開会いたします。

私、このたび地方行政委員長になりましたので、何分よろしく御協力をお願いいたします。(拍手)

○委員長(小林武治君) まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十二月十四日付をもって委員加瀬完君及び小笠原二三男君が辭任され、その補欠として松澤兼人君及び矢嶋三義君が委員に選任されました。

○委員長(小林武治君) 次に、委員會の定例日について申し上げます。

當委員會におきましては、先ほどの理事會におきまして、今期国会におきましても従前の例にならぬとして、當分の間は毎週火曜及び木曜日を定例日として、必要に応じて金曜を追加するというように申し合わせができました。

ので、さよう御了承をいただきたいと存じます。

○委員長(小林武治君) これより地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

自治省及び警察庁当局から、今期国会における提出予定法律案並びに昭和三十一年度予算について説明を聴取いたします。宮地政府委員。

○政府委員(宮地直邦君) まず最初に、警察庁関係の三十一年度予算について、事項別についてお手元に配付いたしました資料に基づきまして、その要点を御説明申し上げます。

来年度の予算については、金額におきまして、百六十六億九千八百八十五万二千円でございます。本年の予算と比較いたしますと、十一億三千七百四十八万六千円の増となっております。と、第一の警察庁一般行政費におきまして一億九千六百六十六万円の増となっております。本年は第一線の警察官の増がございまして、第一に、ここに掲げましたように一億円の減額がございまして、昇給原資並びに人事院の勧告に基づきます財源増及びに十六名の国家公務員の増のため、かような増額が出ておるのでございます。警察庁におきまして今回の増員は、あとの項にございまして科学警察研究所に三名の増がございまして、計十九名の増となっておりますのでございます。

第二に、警察の機動力の整備の問題でございますが、本年をもって一万名の第一線警察官の増員が完成いたしましたので、総合的に警察力の充実をはかりますために、警察の機動力並びに待機宿舎等の費用の増加につきまして、われわれのほうとしては、重点項目の一つとして考えておるのでございまして、これらの費用におきまして、相当の増額と相なっておりますのでござい

ます。機動力に関しましては、二十五億四千二百万円余でございますが、これにおきまして二億三千八百万円余の増となっております。そのうち特に増加になっておりますのは、警察整備費でございます。これは一億二千二百万円余でございますが、その内訳を申し上げますと、主として車両の購入がこの増の原因となっております。約一千百台の車両及びヘリコプター、舟艇等をこれによって整備したいと考えてございます。このほか特に補助金の項目でございまして、モーターバイクと申しますか、オートバイを千三百八十台ばかりを購入する経費並びにその維持費を計上してあるものでございまして、さらに警察の機動力を整備しなければなりませんので、この有線無線及び超短波無線の設備の三項目におきまして一億一千七百万円余の増となっておりますのでござい

ます。これによりまして関東並びに大阪、京都、さらに兵庫を加えまして、これが各県警本部間におきましては、自動即時化

を計画いたしておるのでございます。自動即時化と申しますのは、ダイヤル呼び出しができる、こういうふうな計画をいたしておるのでございます。

第三の警察教養の費用は、四億八千五百万円余でございますが、ことし一千七百万円余の増となっておりますのは、教養資料の購入費に充てる計画でございます。

さらに刑事警察の経費八億五千八百万円余と明年度はなっておりますが、これが五千三百万円余の増加でございます。

さらに一つ項目を飛びまして、警備警察の費用二十億六千八百万円余と明年度は予算案はなっておりますが、これは一億三千六百万円余の増加でございます。これはいづれも暴力団その他左右のあらゆる暴力を取り締まる目的をもちまして、これらの経費の増額になっておる次第でございます。

第五の項目、保安警察の経費が、明年度三億二千五百万円余でございますが、これは一には青少年対策でございますが、これは一には交通警察の拡充でございます。特にここに御説明申し上げたいことは、交通警察におきましては、今回交通局を設置いたしましたので、現在保安局の所管になっておりますものを分離したいと考えておるものでございます。これは予算的には、一参事官を振りかえまして局長に充て

ました関係上、予算上増減はございません。

またさらに、特に科学警察研究所におきましては、先ほど申しましたように、人員の三名の増加と血液型、その他微量物質の研究を強化したいと考えておきまして、ここに一千百万円余の増加を計上しておるのでござい

ます。皇宮警察におきましては、これは警備の装備並びに服装等の費用でござ

います。それから最後に都道府県警察費補助

費でございしますが、これは三億円余の増額となっておりますが、内訳は、

行政費補助金が一億九千万円余の増

加となっております。と申しますのは、警察法の建前におきまして、国家

的犯罪並びに一部道府県等にその経費を負担せしめることの適当でないと思

われる犯罪、それ以外の犯罪につきま

しては、すべて二分の一の国庫補助の

規定になっておりますので、ここにお

きましては暴力団の対策というよう

なものが相当増額になっているのでござ

います。施設費補助金、これは県警本

部その他警察署の増築費でござい

ますが、約一割の増加でござい

ますが、これらにつきましては、単価増の関係で

りの世帯を収容する計画になっており
ます。
以上を合計いたしましたして百六十六億
九千八百余万円となっております次第で
ござい
警察庁の予算につきましては、この
ほか建設省所管の官庁警備費がござ
います。この経費は三億四千万円
でございます。研究費、警察学校の増
改築に充てることになっておるので
ござい
ます。以上が警察庁予算の概況で
ござい
ます。
これに関連いたしまして提出予定法
案を申し上げます。
今申し上げましたとおり、明年度
交通局を保安局から分離いたしまし
て、交通行政を現在の保安局所管の事
項から分離いたしまして、新たに局を
新設いたしたいこと、並びに十九名の
国家公務員の増加に伴いまして警察法
を改正いたしたい。いずれ本委員会に
おきまして御審議をいただくことにな
ろうかと存じておるのでござい
ます。本法案につきましては、すでに閣議決
定を見まして、国会に提出してある次
第でござい
ます。
提出予定法案の第二は、銃砲刀剣類
等所持取締法の一部を改正する法律案
でござい
ます。これは御承知のとおり、先々国会におきまして提出いたし
ましたけれども、参議院におきまして
審議未了になりましたのでござい
ます。この先々国会に提出いたしました
四の改正点につきましては、衆議院
におきまして、特に附帯決議がなされ
ました趣旨にかんがみまして、警察官
の調査権につきまして、警察官が本条
による職務を行なう際は、身分を示す
証明書を提示すること、及びその調査

権につきましては、危害を防止するた
め、必要最小限度においてこれを行使
して、いやくも濫用にならないよう
にという附帯決議の趣旨を生かしまし
て、これを条文中に入れました。従来
の改正点四点はそのままにいたしまし
た。今、今回新たに、これもその審
議の過程におきまして御意見のたま
った銃砲刀剣類の所持取り締まりの年令
を、従来の十四才から十八才に引き上
げております。及び銃砲刀剣類の譲
渡の制限の点、さらに近く予定されて
おりますオリンピックに備えまして、
オリンピック選手の養成のために、現
在の拳銃使用が警察官その他一部の者
に限られておりますものを、政令で定
めるものにつぎましては、練習のため
に所持を認めたい。さらに射撃場の指
定に関する規定を整備いたしまして、
八項目の改正点につぎまして御審議を
わづらわしたいと存じておるのでござ
い
ます。本法案につきましては、すで
に閣議決定を終わっておりますので、
近く国会に提出する予定になっており
ます。
さらに私のほうにおきましては、た
びたび御願のございました質屋営業法
並びに古物営業法の一部を改正する法
案を提出いたしたいと現在研究中で
ござい
ます。目下法制局と私のほうにお
きまして逐条別に審議をいたしてあり
ますので、その審議が終わりましたな
らば、国会に提出する運びになってお
りまして、現在のところ、警察法、銃
刀法並びに質屋法、古物法の改正案と
いうものを国会に提出する運びになっ
ておる次第でござい
ます。
以上でござい
ます。

法案、この説明は、これでけっこうだ
と思うのです。いづれ法案が出て参る
場合には提案理由等がござい
ます。この説明でけっこうだと思
うのです。しかし、予算の概要に対する説明
は、所管委員会に対する説明として
は、初めて私は経験するほどお粗末だ
と思うのです。この地方行政委員会
はおたたくの所管委員会ですからね。
いづれ予算委員会が予算の審議がなされ
るであろうが、そこに出される資料以
上のもので当該委員会に説明されなく
ちゃならぬと思うのです。幾ら概況
にしても、説明するからお聞きなさい
というふうな態度で、これでは私は少
しお粗末過ぎると思うのですが、後刻
もう少し詳細な数字説明を入れたもの
を出される予定でござい
ます。それ
があるとなれば私はけっこうだと思
うのですが、なければ一応お考えいた
だいて、もう少し、定員は何名ふやす、
それに伴う予算の増減はどうだ、そ
ういうもう少し細目においた資料を出
していただくように私はお願いいたし
たいと思うのですが、いかがでござ
い
ます。
○政府委員(宮地直邦君) 昨年はもう
少し詳しい資料を提出してござい
ますので、委員会としての御要求がござ
い
ましたら詳細な資料を差し上げたいと
存ずるのでござい
ます。また、予算を
委員会において説明した例が今まで
ござい
ませんので、要点を御説明いたし
たのでござい
まして、これをもって説
明を終了したものと考えておりませ
んの、御質問がござい
ましたら、い
かようとお答えする心づもりでござ
い
ます。

○矢嶋三義君 委員長にお願い申し上
げたいと思うのですがね。私も野党
の立場ですからね、予算編成段階に
は、内閣の予算編成権をあまり侵犯し
ないようにと心がけながら話をもっ
てきておるわけですよ。与党のほうで
は、やはり部会等では予算編成段階に
相当深くタッチされますので、相当内
容についても御研究済みではないかと
思うのです。国会の土俵の外で。しか
し、私も野党としては、予算編成権
の関係もござい
まして、限度がありま
すので、当該委員会として予算を審
査、審議し、調査するにあたっては、
もう少し詳細な資料をほしいと思
うわけですよ。どうか委員長から行政
府に對してそういう資料の提出方を要請
していただく審議の都合上非常に幸
いと思
いますので、委員長にちょっとお
願
いいた
します。
○委員長(小林武治君) 矢嶋委員のお
話はごもっともだと思
いますので、適
当な機会に御要望に沿うようにひと
つ計
らうと思
います。
○政府委員(宮地直邦君) 承知いた
し
ました。
○委員長(小林武治君) なお、ただ
いまのことにつきまして御質問が
ありま
したらば御答
言願
います。まだ自治
庁のほうから参りませんので、一応先
に
やりたいと思
います。
なお、ただいまの矢嶋委員の御発言
で特に資料としての御注文がありま
したら出して下さい。御注文をお出し
下
さい。
○矢嶋三義君 いずれ審議の後に必要
にな
ったときにそのつど……。

億六千万円でございます。奄美群島の産業復興の実態から見まして、まだ若干資金に不足をいたしますので、本年度さらに六千万円を追加しようとするものでございまして、これによりまして政府出資金の総額は三億二千万円になるわけでございます。

参議院議員の通常選挙費二十四億三千六百万円は、本年度予定されており

ます参議院議員の通常選挙に要する選

選挙執行費でございます。内訳は、本省の経費が一億七千万、地方団体委託費が二十二億四千万、選挙放送委託費が五百万、開票速報地方公共団体委託費が六百万でございます。

選挙の常時啓発費は三億五千万円で、前年度に比較いたしまして五千万

円を増加いたしております。これは公明選挙推進に要する経費でございます

が、中身は、一千万円が本省経費、常時啓発委託費が三億四千万円、これは都道府県並びに公明選挙連盟に委託す

それから参議院議員通常選挙の公明
化推進費、これは本年度予定されてお
る分でございます。

ります。参議院議員の通常選挙を対象にして常時啓発を行ない、公明選挙を推進しようというための経費でございま

すが、いわば常時啓発関係の臨時費でございます。一億でございますが、そのうち委託費は九千万円でございます。

交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入費、これは交付税の額でございませう。

すが、四千四百八十二億二千百万円で、前年度の予算額三千七百七十九億一千三百万円に対しまして七百三億の

増でございます。なお、この三十六年度予算額の三千七百七十九億円と申し

ますのは、第一次補正後の現形予算額でございます。この四千四百八十二億円の計算の基礎は、備考に書いてございますように、国税三税の収入見込額が一兆四千九百二億八千四百万円、これに二・八・九％一本の三十六年度の税率を〇・四％かけるわけでございますので、税率が二・八・九％になるわけでございます。二・八・九％を乗じましたのと、それから精算分が百七十三億円でございまして、それと臨時地方特別交付金がなくなりまして、精算分が残っておりますので、これが一億八千二百万円、この三つを加えましたものでございます。

辺地域における公共的施設の総合整備費、これは辺地の公共的施設の整備に関する金でございます。当初総合補助金を予定いたしておりました、いろいろの折衝の結果、辺地域におきます公共的施設の総合整備につきましまして、一億十億の起債をもちまして進めていくことに相なりまして、それに関連して八百萬円の調査費を計上いたしまして、都道府県を通じて辺地域域の公共施設の整備状況というものの実態を調べ、それに基づいて総合整備を進めていく、こういう考え方に立っているものでございます。国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金でございますが、これは在来十億でございまして、今年度は二億増加いたしまして十二億でございます。

その他の経費と書いてございますのは、本省の事務費並びに小災害に対する暫定補助あるいは財政再建団体に對する利子補給金、こういったものの義務費的なものの総計でございます。これは十九億でございまして、前年度に比しまして三億五千三百萬円の増加でございます。

次に、消防庁関係に参ります。消防庁の予算は、最初が、消防施設の整備費補助七億でございまして、これは在来からやっております市町村の消防施設、消防ポンプ、あるいは消防自動車あるいは消火水槽といったものでございまして、これら諸施設の整備を行ないましたために補助金を出して参っております。補助率は在来から三分の一でございまして、本年度も同じ補助率でもってさらにこれを推進いたしたい、前年度に比較いたしまして二千萬円の増加でございまして、

その次の消防吏員及び団員の賞給につき金一千万円、これはかねて問題になっておりました、警察官と比べまして消防吏員及び団員につきましては賞給の金制度がございせんでした。そのために公務執行中死亡をいたしました、あるいは不慮の死に至つた消防吏員及び団員に対する処遇は、警察官と比較いたしまして非常に気の毒な状態であつたのでございまして、今回一千万円を計上いたしまして、新たに賞給の金制度を消防吏員及び団員につきましても採用するということがなつたわけでございまして、

退職消防団員報償費、これは前年からやっておりますが、前年とはほぼ同額でございます。わずかに落ちておりますのは節約額が上がつておるためでございます。

四番目の消防団員等公務災害補償責任共済基金補助金五千六百万円、内訳は、四千万円が補償費の補助でございまして、千六百万円が一般事務費の補助でございまして、これは法令によりまして、事務費といたしまして国が出すことになつております。在来、全額見てもらつておりましたが、これが千六百万円、そのほか四千万円は、伊勢湾台風のとき等から、消防団員等公務災害補償責任共済基金に、若干歳入に不足する分等がございまして、それらの点を勘案いたしまして、補償費補助四千万円を計上いたしまして、財政的基礎を強固にしよう、こういう趣旨によるものでございまして、

そのほか消防庁一般の事務費で一億千五百四十萬円の増でございまして、千六百万円余の増加でございまして、それからそのほか、公営企業金融公庫出資金も産業投資特別会計から三億円出してもらうことになつております。これは公営企業金融公庫の財政的基礎を固めるといふ理由に基づくものでございまして、これによりまして、公営企業金融公庫の政府出資金の総額は二十四億円になります。この三億円の追加出資、それから債券発行二百二十億円を予定いたしまして、自己資金の回収額等を全部集めて大体二百四十五億円、この二百四十五億円の資金をもちまして、本年度公営企業金融公庫といたしまして必要な業務の遂行をしていきたい、かような計画に相なつております。

以上が予算説明の概要でございます。次に、今回の国会に提出を予定しております法案の概要につきまして、簡単に御説明申し上げます。お手元に「第四十四回国会常会提出予定法案」という刷りものがございまして、ごらん願ひたいと思ひます。一応予定いたしましたおりますのは二十件でございまして、そのうち約十七件が確定いたしてございまして、三件が未確定でございまして、最初の自治省設置法の一部を改正する法律案、これは増員関係だけでございまして、すでに御提出いたしてございまして、中身は、自治省で参事二名の増員と一般職員三十三名を増員するものであります。参事を増員しようとしたのは、最近開発関係の仕事がだんだんふえて参りました、さういふ関係で、自治省といたしましては、若干在来と色彩の違う仕事が入つて参つておりますので、そういう方面の学識経験者をお迎えいたしまして、省務の運営に遺憾なきを期したい、こういうこととでございまして、一般職員の三十三名は、そのうち二十名がネットの増員でございまして、あとの十三名が臨時職員の定数繰り入れでございまして、一般職員の二十名の内訳は、本省分が十八名、消防庁二名、それから臨時職員の定数繰り入れ十三名の内訳は、本省分が八名、消防庁が五名でございまして、それから公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案は、これもすでに提出してございまして、これは公営企業金融公庫の出資金を三億増額する。それから奄美群島復興信用基金に對しまして六千万円の追加出資をするということが内容でございまして、

地方交付税法の一部を改正する等の法律案、これは臨時地方特別交付金が廃止され、そして交付税の中に吸収されますので、その部分の税率の引き上げ、それから〇・一％のさらに引き上げ、つまり交付税率の引き上げに関するものと臨時地方特別交付金に関する法律の廃止、それから毎年やっておりますように、単位費用改訂等、算定方法の合理化を内容としております。地方税法の一部を改正する法律案（減税関係）と書いてございまして、地方税法の一部を改正する法律案は、実は二つになつてしまつた。この母法と一番最後のページの終りから三つ目に地方税法の一部を改正する法律案というのがございまして、実は一本にされたのでございまして、どうして新法案作成過程におきまして、どうしても一本にできない事情がありまして二つに分けざるを得なくなりました。この部分の、最初の地方税法の一部を改正する法律案の部分は減税関係、先般来の税制調査会の答申等に基づきまして地方税等の税制の改正、主として減税を中心としたものでございまして、それから固定資産評価制度の改正に伴います所要の準備措置、この二つを内容としたものでございまして、なお税制改正に関連いたしまして国税の所得税から所得税源の移譲を受けて、道府県民税を強化いたしますが、その部分の改正は所得税法の一部改正と一緒にいたすことにいたしました。

それから国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案、これは選挙執行の基準に関する法律でございまして、公務員の給与改定がございまして、選挙制度審議会の答申等によりまして、雇用賃金の引き上げ、あるいは公営の強化、こういったものがございまして、それを伴ひまして基準に関する法律を合理化するものでございまして、

その次の昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若

しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、これは災害の特例法でございしますが、在来十月上旬まで起きました災害を対象にいたしておりますが、中下旬にまた災害がございまして、これも含めようというのでございまして、すでに提出いたしております。

それから地方自治法の一部を改正する法律案、これは内容がまだ完全に固まっておりますが、一つは、別表の改正であります。国会ごとに法律がいろいろ変わりますので、それに伴いまして地方自治法の別表の整備をいたすものであります。いま一つは、地方団体が設立に参加してある、あるいは出資をしてある債務保証、貸付等をしてある法人、いわゆる公社といわれるものであります。こういうものについて地方公共団体との関係を明らかにしたい、これらのものにつきましては、内容は固まっております。

それから地方行政連絡会議組織法案、これは提出予定でございします。これは最近におきます地方行政の実情から、国と地方公共団体及びこれらの機関相互間の連絡調整を緊密にする、つまり国の出先機関を含めまして、地方の主として公益的な行政について連絡調整の場を作る必要がある、そういう意味で一つの会議体を作りたい、こういうことでございしますが、目下詳細検討いたしておりますが、法案は現在予定いたしておりますが、確定はいたしております。

住所表示整備法案、これは新住所表示制度の推進に関するものでござい

ますが、先般町名地番制度審議会の答申がございしましたが、この答申に基づきまして、先ほど御説明申し上げたように、予算措置をも講じ、法律も整備して推進をしていきたいというものであります。

それから、その次の地方公務員共済組合法案、これはいわゆる退職年金であります。長年懸案になっておりまして、今何となく法律をまとめて御提案いたしたい、かように考えております。

その次の地方公務員共済組合の長期給付に関する施行法案、これは上の退職年金の法律に関連いたします。主として経過措置、長期給付に関する経過措置を定めようとするものであります。

それから地方公務員法の一部を改正する法律案、これはILO条約批准に伴う関係規定の整備をはかるものでございまして、従来何回か提案を申し上げて廃案になったものであります。

市の合併の特例に関する法案、これは数個の市が合併によって都市の経営を総合的に一体的に行なうとする場合、その場合の特例をきめたい。主として北九州五市がとりあえずの対象になりますけれども、それに限りませず、一般的にそういった場合につきま

しての特例法を提出いたしたい。大体内容は、町村合併促進法あるいは新市町村建設促進法の例に準じて特例を定めたいと考えております。

公職選挙法等の一部を改正する法律案、これは旧年末にございまして選挙制度審議会の答申に基づきまして、選挙の公明化をはかるために、選挙運動の合理化、罰則の整備につきまして、

公職選挙法と政治資金規正法の両法を改正しようとするものであります。

地方財政法の一部を改正する法律案、これは主として負担区分の合理化でございまして、府県立高等学校に要する経費について、市町村への負担の転嫁を禁止する等の所要の改正を行な

いたいというものでございします。地方公営企業法の一部を改正する法律案、これは提出予定でございまして、確定いたしております。これは在来から問題になっております公営企業の広域処理、いわゆる事業庁あるいは企業庁といわれるものでござい

ますが、そういったものにつきましまして必要と規定をまとめたかと思っておりますが、まだ内容は固まっております。

へんに係る公共施設の総合整備に関する法律案、これは御承知の辺地の公共施設の総合整備を促進するために必要な法律の規定を設けたいというものでございします。

それからその次の地方税法の一部を改正する法律案でございしますが、これは通則関係でございまして、税制調査会の答申もございまして、国税につきましましては国税通則法というものができ

ることになりました。また一方、行政不服審査法というものが近く提案を予定されておりますが、これは訴願法の改正でございしますが、この二つの税法の通則関係につきましまして所要の改正を行なわねばならないことになりました。この改正をするために、実は先ほど申し上げましたように、減税関係と一本にしたかったのでございしますが、国税通則法の関係の整備が多少おくれ

ておりまして分けざるを得なくなった次第でございします。

災害対策基本法の一部を改正する法律案、これは先般国会で成立いたしました災害対策基本法の中で第八章が修正されておりますが、この修正部分をどうするか、修正部分の改正案と、それから災害対策基本法の施行法、つまり基本法の制定に関連する関係法律の整備の部分、この二つを一緒にして一

本にまとめて災害対策基本法の一部を改正する等の法律案という形にまとまして御審議をお願いしたい、そういうものでございします。

最後の災害を受けた者の移住に関する特例措置に関する法律案、これも予定でございします。まだまっております。昨年の伊那谷の災害に関連いたしまして、災害復旧事業の施行をする

かわりに、むしろはかの地域に移住をする、そのために、そこに投下する災害復旧事業費というものを移住を促進するほうに振り向けてはどうかという御意見がございました。今年度の予算

措置では、予算総則の中に規定を設けて、伊那谷の部分について災害復旧事業費、主として農地復旧でござい

ますが、農地の災害復旧相当額を農林省所管から自治省所管に移しかえまして、これを移住に使うことができる、こういう措置をとっておりますが、さらに法律を出す必要があるかどうかというのを目下検討しております。法律を出すということになりました。ば、災害を受けた者の移住に関する特例措置に関する法律案という、こういう形の法律案になるわけでござい

ます。現在法律案をどうするかについては検討いたしております。

○委員長(小林武治君) ただいまの説明に対し、何か御質問がありますか。

○矢嶋三義君 緊急案件として一問だけ伺っておきたいと思ひますが、地方財政計画の策定はいつ決定するかというのと、その策定に臨むにあつての自治省の基本的態度について、具体的な一件について伺いたいと思ひますが、それは昨年の国会で内閣提出の形で、いわゆる高等学校の定数法なる法律が成立したわけですね。これは内閣提出だったわけですね。それで地方財政計画の策定をするにあつては、所

管の荒木文部大臣が国会で答弁された線に沿つて、当然地方財政計画というものが組まなくてはならぬ。また内閣提出のこの法律案を国会が成立せしむるにあつて、院としては附帯決議をつけてある。この附帯決議も、行政

府は尊重する立場において計画は策定されなければならぬと思ひます。それ

そういう基本的態度で臨まれておられるかどうか。それだけ承つておきたい。

○政府委員(柴田慶君) 地方財政計画の策定につきましては、かねがねおそれるわけでございしますが、本年度は予算が年内にできました。せいもございまして、大体この月末を目途においてやつてきたのでございします。現在の情勢では、大蔵省と若干問題が残つておりますので、少しおくれるかもしれ

第二三六号 昭和三十六年十二月十三日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市道意町三ノ八 有馬増子外五十

九名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二三七号 昭和三十六年十二月十三日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 兵庫県西宮市甲子園口三ノ七〇 土居寛二外

五十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二三八号 昭和三十六年十二月十三日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市此花区高見町二ノ三二 福原佳子外五

十九名

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二三九号 昭和三十六年十二月十三日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市東淀川区西淡路町二ノ五五 高橋光二

外五十九名

紹介議員 内村 清次君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二四〇号 昭和三十六年十二月十三日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市城東区古市町一ノ一二 青木邦輔外

五十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第九号 昭和三十六年十二月九日受理

国庫補助事業の認定及び起債のせん議等の早期決定等に関する請願

請願者 福島市杉妻町一〇福島県町村議会議長会内

石田真宗

紹介議員 石原幹市郎君

近年、国庫補助事業の認定及び起債のせん議は、早期に決定するよう努力されているが、いまだ、事業によつては認定が遅く、はなはだしいものは年度末ぎりぎりになるものもある。一方これら事業に対する町村負担金等も、年度末近くになると、充当する保留財源も乏しく、時には、せつかつの認定事業を返上しなくてはならない現状であるから、事業の認定、起債のせん議は早期に決定し、事業の着工をすみやかにされたい。特に、昭和三十三年台風による災害復旧事業については、早急に完了するよう善処せられたいとの請願。

第一〇号 昭和三十六年十二月九日受理

地方公務員の定年制度実施に関する請願

請願者 福島市杉妻町一〇福島県町村議会議長会内

石田真宗

紹介議員 石原幹市郎君

行政需要の増大と複雑化に対応して、町村自治行政の近代化と事務効率向上を期するためには、まず職員構成の合理化を図ることが緊要事であるから、すみやかに、地方公務員の定年制度を実施せられたいとの請願。

第一九号 昭和三十六年十二月九日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 岐阜市神田町九ノ一〇岐阜商工会議所会頭

桑原善吉外一万七千五百五十名

紹介議員 田中 啓一君

ガス税は、課税原則をはなはだしく逸脱して不公平に課税されているので、すみやかに撤廃すべきである。その理由としては、(一)プロパンガスの使用は無税であるのに都市ガスの需用家だけがガス税をとられるのに矛盾もはなはだしく不公平であること、(二)電気については、自家発電についても買電なみに課税されるが、ガスについては、自家発生ガスは、いっさい非課税となつてゐる。また、電気には多数の非課税品目が指定され、その減税相当額は実に百二十四億円に達すると言われるが、ガスには全く非課税品目の指定がなされていない。このように、電気ガス税は同一法律の中ではなはだしく不公平に課税されていること、

(三)本年六月から実施された月三百円以上の免税点制度は不適当であること、(四)消費者行政の強化を唱えながら、これに反する消費抑制の免税点制度を一率に採用していること、(五)現在のガス税は、生活必需品に課税し、消費税として高率であるばかりでなく、普遍的であるべき地方税の課税原則からも逸脱している。すなわち、都市ガスはいまだ全国的には二十二パーセントしか普及しておらず、都市別に見ても全国五百六十市のうち約半数に普及しているにとどまつてゐること、(六)ガス税が地方財政に占める比率はわずかであり、都市ガスの普及している地方団体は富裕団体が多い実情からも、ガス税を撤廃してもさして地方財政を圧迫するものではないこと、

(七)他の税金は減税されているのに、ガス税は従価税であるため料金値上げにより、かえつて増税されているのは課税の公平の原則から見ても不合理であること等の諸点があげられるが、これらの事情を十分に了解されて、ガス税の撤廃について特段の配慮をせられたいとの請願。

第三四号 昭和三十六年十二月九日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 鳥取県米子市大工町六

米子ガス消費者連盟

内 勝部紀久男外二千六百三名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三五号 昭和三十六年十二月九日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 北海道室蘭市浜町二六

室蘭料飲店連合会内

亀田光司外二千九百九十名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三六号 昭和三十六年十二月九日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 静岡市追手町二四二ノ

一静岡県婦人団体連絡会内 川野辺静外四千二百九十三名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三七号 昭和三十六年十二月九日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 岐阜県大垣市郭町三

河野まさ子外六千九百五十九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第三八号 昭和三十六年十二月九日受理

ガス税撤廃に関する請願(二通)

請願者 北海道旭川市二条通六

丁目旭川菓子商組合

内 滝野常吉外八千九百十三名

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

紹介議員 堀 末治君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一五号 昭和三十六年十二月十一日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 岡山県津山市榎高下一二五 本村もと子外二千四百名

紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一六号 昭和三十六年十二月十一日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 愛媛県松山市二番町四五松山商工会議所会頭 白方大三郎外七千八百名

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一七号 昭和三十六年十二月十一日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 長崎県諫早市上町一二六 江川ミキ外千九百五十七名

紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一八号 昭和三十六年十二月十一日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 愛媛県今治市今治村字番小路甲四〇六・四〇七今治商工会議所会頭 宮崎研一外五千十名

紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一一九号 昭和三十六年十二月十一日受理
ガス税撤廃に関する請願(二通)

請願者 福島県常磐市大字湯本字三函一九七 沢田よし外四千四百七十名

紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一二〇号 昭和三十六年十二月十一日受理
ガス税撤廃に関する請願(三通)

請願者 栃木県足利市今福町六二二株式会社小寅整染工所取締役社長 小林貢外九千四百一十一名

紹介議員 湯澤 三千男君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一二二号 昭和三十六年十二月十一日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 東京都文京区高田豊川町日本女子大学内 奥田富子外百三十五万二千八百五十五名

紹介議員 小幡 治和君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一二三号 昭和三十六年十二月十二日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 福岡県大牟田市本町一ノ二四株式会社松屋代表取締役 宮村勝夫外八千二百五十三名

紹介議員 米田 正文君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一二四号 昭和三十六年十二月十二日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 鳥根県出雲市今市町一、一五一出雲ガス株式会社取締役社長 森山金一

紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一二五号 昭和三十六年十二月十二日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 青森市新町五九青森県地域婦人団体連合会内 舟本寿代外五千七百六十名

紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一二六号 昭和三十六年十二月十二日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 鳥取市東品治町株式会社鳥取大丸内 尾崎治郎外五千八百九十九名

紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一二七号 昭和三十六年十二月十二日受理
ガス税撤廃に関する請願(四通)

請願者 奈良県大和高田市大字高田五一〇株式会社高田製鋼取締役社長 米沢弘外千六百五十三名

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一二七号 昭和三十六年十二月十三日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 高知市中島町一一四高知商工会議所会頭 西山利平外六千七百五十名

紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第一二〇号 昭和三十六年十二月十三日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 北海道帯広市東二条八ノ二〇 山本瑞栄外八千三百九十六名

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二二号 昭和三十六年十二月十三日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 千葉県船橋市本町二ノ八三〇旭特殊硝子株式会社船橋工場内 山崎茂樹外二万七千六百四十四名

紹介議員 小沢久太郎君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二三号 昭和三十六年十二月十三日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 札幌市南九条西四丁目札幌製糖料理店組合内 中橋正二外四千三百六十六名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二三号 昭和三十六年十二月十三日受理
ガス税撤廃に関する請願(二通)

請願者 北海道函館市人見町三七 荒木伸子外一万三千六百九十五名

紹介議員 苦米地英俊君
この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二二四号 昭和三十六年十二月十三日受理
ガス税撤廃に関する請願(二通)

請願者 香川県坂出市西新辺町坂出市婦人団体連絡協

議院内 綾房江外二千

百三十五名

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二四一号 昭和三十六年十二月十三日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 鹿兒島市上之園町三

七 桜美四郎

紹介議員 田中 茂雄君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二四二号 昭和三十六年十二月十三日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 新潟市東大畑通二番町

四八一株式会社新潟食

堂ヨカロ内代表取締役

役 古川三郎外三万

六千名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二四三号 昭和三十六年十二月十三日受理

ガス税撤廃に関する請願(四通)

請願者 埼玉県所沢市所沢六〇

二所沢商工会議所会

頭 山田力蔵外九千七

百六十一名

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二四四号 昭和三十六年十二月十三日受理

ガス税撤廃に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区和松風町

一ノ二名古屋市婦人団

体連絡協議会内 横地

さだあ外一名

紹介議員 山本 米治君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二四六号 昭和三十六年十二月十四日受理

ガス税撤廃に関する請願(二通)

請願者 新潟県新発田市市新

道 市野瀬谷外三万

八千四百四十名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二五四号 昭和三十六年十二月十四日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 北海道函館市新川町一

九ノ一 田中光子外四

千五百一名

紹介議員 堀 末治君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二五五号 昭和三十六年十二月十四日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 静岡県御殿場市新橋

二、〇〇一 辻村誠介

外千五百七十九名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第二七六号 昭和三十六年十二月十四日受理

ガス税撤廃に関する請願

請願者 大阪府都島区都島本通

四ノ二〇 比嘉正子外

五千三百七十五名

紹介議員 大川 光三君

この請願の趣旨は、第一九号と同じである。

第八二二号 昭和三十六年十二月十一日受理

公立学校教職員の新退職年金制度実施に関する請願

請願者 熊本市花畑町八〇県教

育庁内 横山治助

紹介議員 森中 守義君

公立学校教職員は、国立学校教職員にくらべ、退職給与(退職年金及び退職手当を含む)が明らかに不利益であるため、人事行政、教育の振興に少なからざる影響を及ぼしているから、公立学校教職員に対する新退職年金制度が昭和三十一年度から完全実施できるよう、(一)身分、給与、職能等に、いちじるしく相違のある地方公務員を単一の共済組合に包含することなく、公立学校教職員の特殊な地位を尊重して、現行公立学校共済組合と同じく独立の一単位として組織運営すること、(二)国家公務員の場合と同様、組合の長期給付事業に要する費用の十パーセントについて国庫負担を行なうこと、(三)新年金制度の実施に伴う事務の拡大、複雑化に対処できるよう組合本部、支部の事務機構等運営面について

も十分な措置を講じ、その事務費について全額国庫負担とすること、(四)この組合に関する地方公共団体の負担金については、十分に地方財政計画に繰り入れ、財源措置に万全を期すること、(五)特に義務教育諸学校等職員関係の長期給付にかかる負担金については、その二分の一を国庫負担とすること等について善処せられたいとの請願。

第一〇六号 昭和三十六年十二月十一日受理

市町村職員恩給受給者の恩給増額に関する請願

請願者 茨城県水戸市南三ノ丸

一〇七茨城県自治会館

内茨城県市町村職員恩

給受給者連盟内 武田

隆二郎

現職市町村職員に対する給与改定は昭和三十三年以来数回行なわれ今や二万四千円ベースに達しているにもかかわらず、市町村職員恩給受給者に対しては昭和三十三年一月に一万五千円ベースによる年金増額が実施されて以来一回の増額も行なわれず、この間昭和三十三年六月三十日以前に給付事由が生じた者に対するわずかな増額が決定本年十月から実施されるものであるが、この該当者は受給者の二割程度にすぎない状況であり、他の八割はこの恩給に浴することができず、諸物価の騰貴に悩まされている現状であるから、(一)現職の市町村職員給与ベースまで恩給を増額すること、(二)明年十月に実施予定の市町村職員共済組合法案に

よれば年金最低限度が三万五千五百二十円と規定されるものであるが、現在の受給者にはこの額に達しない者が数人あり、これらの者には特別な増額措置を講ずること、(三)恩給、年金受給者に老齢福祉年金を併給すること、(四)なお、本年六月八日参議院において恩給法の一部改正に関する法案可決の際の附帯決議事項を早急に実現すること等に関し、その実現方について配慮せられたいとの請願。

第一三八号 昭和三十六年十二月十二日受理

新市町村建設促進による新市町村建設計画実施に関する請願

請願者 岐阜県多治見市議会議

長 加藤宅治

紹介議員 古池 信三君

新市町村建設促進法は、期限が延長され、新市町村に対する国の援助及び配慮が期待されているが、国の予算面から考えた場合、やや実効が薄いというところがあるから、広域都市、基幹都市等に対し国の援助し配慮すると同様、これら地域以外の新市町村に対しても、策定した市町村計画の実施について、より強力な国の援助及び配慮をせられたいとの請願。

第一三九号 昭和三十六年十二月十二日受理

合併による市庁舎新増築に対する起債

請願者 岐阜県多治見市議会議

長 加藤宅治

紹介議員 古池 信三君

新市町村建設促進法が国策として施行

七七八上田商工会議所
内 羽田正博外六千二
百二十一名

紹介議員 勝俣 総君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第三三九号 昭和三十六年十二月十
八日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 茨城県水戸市西原町
二、五六五ノ二水戸市
婦人団体連絡会内 鈴
木千代外六千六百六十
名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第三四〇号 昭和三十六年十二月十
八日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 岡山市大供岡山市教育
委員会内岡山連合婦人
会内 榊原文子外一万
五千二百十名

紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第三五九号 昭和三十六年十二月十
九日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 福島県郡山市島前三一
郡山市婦人団体連絡協
議会内 土屋テル外六
千五百名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第三六〇号 昭和三十六年十二月十
九日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 宮崎市橋通五ノ一〇株
式会社宮崎山形屋内
高崎竹熊外一万二百三
十名

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第三六一号 昭和三十六年十二月十
九日受理
ガス税撤廃に関する請願(二通)
請願者 岩手県釜石市浜町一ノ
二九 丸木栄一外七千
四百九十一名

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第三八二号 昭和三十六年十二月二
十日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 秋田県下巻ノ丁四二秋
田市連合婦人会内 小
貫ツギ外一万五千六十
六名

紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第三八三号 昭和三十六年十二月二
十日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 北海道釧路市末広町一
〇ノ三 佐々木静子外
八千九百三十九名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第三八四号 昭和三十六年十二月二
十日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 青森県弘前市下白銀町
一五 竹田りよ
紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第三九八号 昭和三十六年十二月二
十日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 徳島市栄町一ノ四 桜
木八洲子外五千七百名

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第四一五号 昭和三十六年十二月二
十日受理
ガス税撤廃に関する請願(七通)
請願者 富山県新湊市三日會根
八 吉田与次郎外六名

紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第四一九号 昭和三十六年十二月二
十二日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 愛知県岡崎市栄町三ノ

五七岡崎地域婦人連
絡協議会内 杉本津多
へ外二万二千三百六十
名

紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第四三五号 昭和三十六年十二月二
十二日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 島根県出雲市今市町九
一五 米山要四郎外千
二百二十九名

紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第四三六号 昭和三十六年十二月二
十二日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 群馬県桐生市本町六ノ
三八二 関伝三郎外二
千三百三十名

紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第四三七号 昭和三十六年十二月二
十二日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 福島県森合町台前 斎
藤仁平外五千四十名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第四三八号 昭和三十六年十二月二
十二日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 神奈川県小田原市多古
一八湯浅電池株式会社
小田原工場内 佐藤宇
市外八千三百九十九名

紹介議員 河野 謙三君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第四三九号 昭和三十六年十二月二
十二日受理
ガス税撤廃に関する請願(五通)
請願者 三重県津市上井財町
二、六五〇 松本ひさ
外五千五百十三名

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第四四〇号 昭和三十六年十二月二
十二日受理
ガス税撤廃に関する請願(十三通)
請願者 長崎市丸山町八長崎
市第一料理業組合内 内
田恭助外十九万六千七
百九名

紹介議員 米田 正文君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じ
である。

第四四一号 昭和三十六年十二月二
十二日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 長野県諏訪市大字上諏
訪九、六一一 小口全
太郎外十九名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

第四四二号 昭和三十六年十二月二十二日受理
ガス税撤廃に関する請願(三通)
請願者 山梨県甲府市日向町 平林太一外七千五百七十名

紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

第四七二号 昭和三十六年十二月二十二日受理
ガス税撤廃に関する請願(三通)
請願者 広島県呉市登町二丁目 呉市婦人連合会内 松本鶴子外三万三百二名

紹介議員 岩沢 忠恭君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

第四七四号 昭和三十六年十二月十三日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 名古屋市中区深田町一ノ四八 中杉富美子外四十二万二千六百八十五名

紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

第五二八号 昭和三十六年十二月十五日受理
ガス税撤廃に関する請願

請願者 札幌市北一条西四丁目 北海道婦人団体連絡協議会内 竹村マヤ外五千七百五十五名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

第六〇三号 昭和三十六年十二月十七日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 愛知県豊橋市関屋町豊橋婦人会連絡協議会内 林園子外一万三千五百九十名

紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

第六〇四号 昭和三十六年十二月十七日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 札幌市南二十七条西四十丁目 長尾淑子外四千八百三十名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

第六〇五号 昭和三十六年十二月十七日受理
ガス税撤廃に関する請願(三通)
請願者 静岡県浜松市住吉町三二九 林ひで外二万四千四百五十一名

紹介議員 太田 正孝君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

第六四七号 昭和三十七年一月六日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 札幌市南三条西二丁目 札幌食堂組合内 吉田常次郎外三千五百九十二名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

第六五四号 昭和三十七年一月十日受理
ガス税撤廃に関する請願
請願者 茨城県土浦市朝日町三、〇五七 西谷登喜外四千二百名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第二八五号と同じである。

第二八六号 昭和三十六年十二月十五日受理
電気税廃止に関する請願
請願者 大阪市生野区林寺町四ノ一七〇 市川政春外二十九名

紹介議員 中村 順造君
国民生活と産業活動の必需品である電気には、消費税として需用者に電気税が課せられている。電気は家庭にとつて主食品や飲料水とならかわるところのないもので、毎月の電気使用量の増加に伴い税負担額がふえることは、国民の生活基盤をおびやかすもので、消費者にとつて全く納得できない不合理な税金である。また電気は、あらゆる産業経済活動の原動力として、極めて重大な使命を果たし、また商店、ビル等が使用する電気も、公衆の保安と環境衛生に直接関係するもので、かかる機能をもつ電力の消費に対して課税することは、全く不合理なことである。このように国民生活や企業経営を不当に圧迫する電気税は、戦時中のなごりとして今日まで存続している地方税で、その後産業用電力のごとく一部業種が非課税となり、電燈需用については低額の免税点方式による減税が実施されるようになったとはいえ、いままなお大多數の需要者が課税されている現在、全廃することによりこの問題を解決すべきであると思考される。一方電気税廃止による市町村財政は、今後国民経済の成長に伴い国税等の大幅な自然増収が見込まれるので、地方交付金の増額によつて埋め合わせ等の措置により悪影響を受けないで済むと考えられるから、昭和三十七年度税制改正に際しては、ぜひとも電気税を廃止されるよう格別の配慮をせられたいとの請願。

第二八七号 昭和三十六年十二月十五日受理
電気税廃止に関する請願
請願者 大阪市都島区中通町五ノ九 赤松信夫外二十九名

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第二八八号 昭和三十六年十二月十五日受理
電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市東成区大今里本町一ノ一九〇 木村由三外二十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第二八九号 昭和三十六年十二月十五日受理
電気税廃止に関する請願
請願者 大阪市住吉区粉浜本町三ノ七三 下山亀一外二十九名

紹介議員 豊瀬 禎一君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第二九〇号 昭和三十六年十二月十五日受理
電気税廃止に関する請願
請願者 大阪府城東区永田町東二ノ一五 田中千恵子外二十九名

紹介議員 中田 吉雄君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第二九一号 昭和三十六年十二月十五日受理
電気税廃止に関する請願
請願者 大阪府浪速区幸町三ノ七 吉岡方代外二十九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第二九二号 昭和三十六年十二月十五日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市東淀川区東三国町一ノ二一九 渡部昇

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第二九三号 昭和三十六年十二月十五日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市東淀川区東三国町三ノ八五 安光一恵

紹介議員 野瀬 勝君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第二九四号 昭和三十六年十二月十五日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市港区千代見町三ノ二六 中村重夫外五十九名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第三〇七号 昭和三十六年十二月十五日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 滋賀県大津市西松ヶ枝町九七〇 滋賀県電気協会内 上田健治郎外一名

紹介議員 西川甚五郎君 村上義一君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第三一七号 昭和三十六年十二月十六日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 埼玉県浦和市北浦和五ノ二〇〇 埼玉県電力懇話会内 大橋泰三

紹介議員 大泉 寛三君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第三三三号 昭和三十六年十二月十八日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府布施市川俣町八〇一ノ一 中松政輝外二十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第三三四号 昭和三十六年十二月十八日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市天王寺区大道町一ノ八〇 森井庄太郎外二十九名

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第三三五号 昭和三十六年十二月十八日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市旭区大宮町七ノ二五三 奥田清太郎外二十九名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第三三六号 昭和三十六年十二月十八日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市城東区三組町五一 中西平男外二十九名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第三七一号 昭和三十六年十二月十九日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市生野区田島町一ノ一 堀愛子外二十九名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第三七二号 昭和三十六年十二月十九日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市城東区新喜多町六五 北林信夫外二十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第三七三号 昭和三十六年十二月十九日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府河内市吉田町一、二五二 的場弘三郎外二十九名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第三八八号 昭和三十六年十二月二十日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市城東区西鴨野五ノ六 山本春雄外二十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第三八九号 昭和三十六年十二月二十日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府松原市三宅町一、九二七 井上正美外二十九名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第三九〇号 昭和三十六年十二月二十日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市城東区布屋町二七 水野直佐子外二十九名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第四一〇号 昭和三十六年十二月二十一日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 京都市中京区寺町通災川上ル久遠院前町京都府電気工事工業協同組合理事長 小滝慶太郎外三千三百八十名

紹介議員 永末 英一君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第四一二号 昭和三十六年十二月二十一日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市城東区放出町西二ノ八六六 若井美保子外二十九名

紹介議員 小笠原二三男君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第四一三三号 昭和三十六年十二月二十一日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市城東区茨田町八五 下山秋雄外二十九名

紹介議員 大河原一孝君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第四一四号 昭和三十六年十二月二十一日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市水堂加茂町七一 三好貨子外二十九名

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第四四三号 昭和三十六年十二月二
十二日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 香川県高松市塩屋町香
川県婦人団体連絡協
会内 大河原キヌエ外
七千四百二十六名

紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第四五一号 昭和三十六年十二月二
十二日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市南区塩町通二ノ
一八 内藤武雄外二十
九名

紹介議員 木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第四五二号 昭和三十六年十二月二
十二日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市東成区深江西三
ノ二〇 岩田多喜夫外
二十九名

紹介議員 木下 友敬君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第四五三号 昭和三十六年十二月二
十二日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市城東区放出町六
一七 朝田忠男外二十
八名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第四七五号 昭和三十六年十二月二
十三日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 香川県三豊郡詫間町大
字大浜 前田ナミ外七
千二百六十四名

紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第五三四号 昭和三十六年十二月二
十五日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府豊中市曾根町西
三ノ五九 加藤武雄外
二十九名

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第五三五号 昭和三十六年十二月二
十五日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府守口市東光町二
ノ一五 黒川清外二十
九名

紹介議員 重盛 壽治君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第五三六号 昭和三十六年十二月二
十五日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府生野区大瀬町三
ノ七六 本郷義康外二
十九名

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第五四六号 昭和三十六年十二月二
十六日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 香川県坂出市西新通
町 後藤君子外一万四
千六百五十八名

紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第五五四号 昭和三十六年十二月二
十六日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市城東区鶴見町
一、一一〇 伊藤久代
外二十九名

紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第五五五号 昭和三十六年十二月二
十六日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市北区浮田一ノ八
五 北浦一雄外二千九
名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第五五六号 昭和三十六年十二月二
十六日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府生野区北生野町
一ノ四一 近江邦芳外
二十九名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第六三三三号 昭和三十六年十二月二
十八日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市此花区西島町九
ノ一二一 市谷源
三外三十六名

紹介議員 松本治一郎君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第六三四号 昭和三十六年十二月二
十八日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府生野区大友町三
ノ三一 真鍋幸子外二
十九名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第六三五号 昭和三十六年十二月二
十八日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市此花区西島町六

紹介議員 中村武美外二
十五名
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第六三六号 昭和三十六年十二月二
十八日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府生野区大友町三
ノ三一 片山真一外二
十九名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第六三七号 昭和三十六年十二月二
十八日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府東成区大今里本
町一ノ一〇 的場一
郎外五十九名

紹介議員 平林 剛君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第六三八号 昭和三十六年十二月二
十八日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府此花区高見町二
ノ一〇七 山口貞子外
三十五名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第六五六号 昭和三十七年一月十一
日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府布施市高井田区

西町六五 福島弘外二

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

紹介議員 大森 創造君

第六五七号 昭和三十七年一月十一日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市此花区春日山町

上二ノ三 小平良一外

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

紹介議員 樺 繁夫君

第六六一号 昭和三十七年一月十二日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府布施市稲田町

一、六五一 上田千代

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

紹介議員 亀田 得治君

第六六二号 昭和三十七年一月十二日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市東淀川区宮原町

三ノ三四二 福井繁夫

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

紹介議員 羽生 三七君

第六六三号 昭和三十七年一月十二日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市東住吉区平野馬場町五〇七 喜多義秋

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

紹介議員 北村 暢君

第六六四号 昭和三十七年一月十二日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府西淀川区新町南二ノ六 香川正之外二十九名

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

紹介議員 清澤 俊英君

第六六五号 昭和三十七年一月十二日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市西淀川区姫島町三ノ五三 石川弘幸外五十五名

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

紹介議員 田中 一君

第六六六号 昭和三十七年一月十二日受理

電気税廃止に関する請願(二通)

請願者 大阪市此花区春日山町二ノ二七 滝上徳造外六十二名

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第六六七号 昭和三十七年一月十二日受理

電気税廃止に関する請願(二通)

請願者 大阪府城東区北中浜町五ノ六五七 酒井勇外五十九名

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

紹介議員 加藤シヅエ君

第六七八号 昭和三十七年一月十六日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府東成区片江町一ノ六〇 中田すえ外二十九名

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

紹介議員 藤田藤太郎君

第六七九号 昭和三十七年一月十六日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府東住吉区平野本町五ノ二五 松本文雄外四十五名

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

紹介議員 大河原一孝君

第六八〇号 昭和三十七年一月十六日受理

電気税廃止に関する請願

町四ノ一七七 三浦俊次外四十五名

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

第六八一号 昭和三十七年一月十六日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪府港区市場通一ノ八 鈴木弘義外五十九名

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

紹介議員 田中 一君

第六八二号 昭和三十七年一月十六日受理

電気税廃止に関する請願(二通)

請願者 大阪府東淀川区浜町六四 田中大外百六名

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

紹介議員 小柳 勇君

第六八三号 昭和三十七年一月十六日受理

電気税廃止に関する請願(三通)

請願者 大阪府港区夕風町三ノ一 高木喜代子外百三十三名

この請願の趣旨は、第二八六号と同じである。

紹介議員 樺 繁夫君

離島振興法の適用期限延長等に関する請願

請願者 熊本県議会議長 平川 千吉

紹介議員 林田 正治君

離島振興法は、離島の特殊事情からくる後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興についての対策を樹立し、これに基づき事業を迅速かつ強力に実施することによってその経済力の培養、島民の生活安定及び福祉の向上をはかり、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的として昭和二十八年に制定されて以来、昭和三十一年までの十箇年計画を樹立し、その目的達成のため並々ならぬ努力が払われてきた。この間、事業の実施により離島天草島も年々その成果をあげたが、事業の進行状況はいまだ六十パーセント程度であつて、法の適用期限である昭和三十七年度までは、この目的を達成することはとうてい不可能な現状であるから、本法の期限を少なくとも昭和四十五年まで延長し、あわせて主要事業の補助率の引上げと採掘基準の緩和をはかる等、所期の目的が達成されるよう格別の措置を講ぜられたいとの請願。

第四〇七号 昭和三十六年十二月二十一日受理

電気ガス税廃止に関する請願

請願者 群馬県前橋市堀川町六

五群馬県電気協会内 佐々木元吉外二万一千四百八十六名

電気ガス消費税は、昭和十七年職費調

連のため国税として創設され二十一年に廃止されたが、昭和二十三年になつて都道府県税として再び創設され、さらに市町村民税として今日に至つてゐるものである。もとより電気及びガスは国民にとつて日常生活上不可欠のものであり、好品やぜいたく品等とは全く類の異なるものであつて、このような公共性の最も高いものに對しては消費税を課すべきでなく、また戦後消費税その他の諸税が整理及び廃止されているにもかかわらず、徴収しやすいという理由だけでこれを存続していることは納得できないところであるから、すみやかに電気ガス消費税を全面的に廃止せられたいとの請願。

第六五五号 昭和三十七年一月十日受理
電気ガス税廃止に関する請願

請願者 山梨県甲府市桜町一
武田与十郎外十三名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第六五八号 昭和三十七年一月十一日受理
電気ガス税廃止に関する請願

請願者 東京都品川区小山三ノ
一〇東京都小山電力協
会内 菅原八蔵外三千
二百九名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第四〇七号と同じである。

第四一六号 昭和三十六年十二月二
十一日受理
特別区の区長公選に関する請願

請願者 東京都葛飾区議会議
長 白倉好元外四十一
名

紹介議員 千葉 信君

昭和二十七年八月突如として地方自治法の改正が強化され、特別区の区長は区議会が選任し都知事の同意を求めることとなつたが、このような制度は地方自治の本旨を没却するものであり、このような改正は住民の福祉を著しく阻害することとなるから、特別区の区長公選制をすみやかに復活せられたいとの請願。

第四二〇号 昭和三十六年十二月二
十二日受理
選挙区別人口と議員定数の不均衡是正
等に関する請願

請願者 東京都港区芝白金台町
二ノ二五 飯山静子

紹介議員 山本 米治君

戦後の急激な人口移動に伴い、現在の選挙区別人口と議員定数の不均衡は、その極に達しているが、わが国、民主政治の確立のため、この不均衡を是正することは、緊急の要務であると思ふから、(一)昭和三十五年実施の国勢調査の結果によつて選挙区別人口と議員定数の不均衡を是正すること、(二)議員定数は現行どおりとすること、(三)附表末文の「更正するのを例とする」を「必ず更生すること」とする、(四)中立公正な区画委員会を設置することに公職選挙法を改正せられたいとの請願。

第四二二号 昭和三十六年十二月二
十二日受理
公明選挙実現のため連座制強化に関する
請願

請願者 東京都港区芝白金台町
二ノ二五 飯山静子

紹介議員 山本 米治君

選挙にばく大な金がかかり、選挙がますます腐敗墮落し、不公明化していくことは、わが国、民主政治の確立のためには極めて遺憾なことである。よつて公明選挙を実現するためには、連座制を強化することがぜひ必要であるから、「現行法のおとりに関する免責規定を削除し、連座規定を拡張し、候補者の近親者、その他実質上の総括主宰者又は出納責任者に準ずるような重要運動員及び推薦者が買収等の違反行為をした場合も当選を無効とする」、よう公職選挙法を改正せられたいとの請願。

第四二二二号 昭和三十六年十二月二
十二日受理
選挙違反者の罰則強化に関する請願

請願者 東京都港区芝白金台町
二ノ二五 飯山静子

紹介議員 山本 米治君

選挙にばく大な金がかかり、選挙がますます腐敗墮落し、不公明化していくことは、民主政治の確立のために極めて遺憾なことである。したがつて、公明な選挙を実現するには、選挙違反者の罰則を強化することがぜひ必要であるから、買収、もてなし等、特に悪質な違反に対しては、必ず長期(十年間)の公民権を停止するよう、公職選挙法を改正せられたいとの請願。

第四二三号 昭和三十六年十二月二
十二日受理
会社、労働組合等からの政治献金禁止
に関する請願

請願者 東京都港区芝白金台町
二ノ二五 飯山静子

紹介議員 山本 米治君

選挙にばく大な金がかかり、選挙がますます腐敗墮落し、不公明化していくことは、民主政治の確立のために極めて遺憾なことであるから、選挙を公明にし、清廉な民主政治を確立するため「政党、協会その他、またはその支部は、選挙に関する否とを問わず会社、労働組合から寄付を受けてはならないこととする。寄付は、すべて個人単位とし、一定の寄付額をこえないよう規制する」よう政治資金規正法を改正せられたいとの請願。

第五七七号 昭和三十六年十二月二
十六日受理
料理飲食等消費税全面撤廃に関する請
願

請願者 岡山市東田町五〇岡山
県料理飲食喫茶組合連
合会内 児島文夫

紹介議員 加藤 武徳君

料理飲食等消費税については、過去十四年間にわたりこれが撤廃を主張してきたものであり、国会請願も実に二十数回に及んでいる。今回政府自民党においては、地方財政の黒字に伴い昭和三十一年度における減税案による税制改正について、酒税三百億円、料理飲食等消費税百億円の減税を行なうと発表しているが、酒税三百億円を減税せずそのまま置いて料理飲食等消費税

税(三十六年度徴収予算額二百八十億円)の替財源とし、これを地方団体に平衡交付金として、富裕団体には少額、貧乏団体には多額交付すれば、貧乏団体の財政は現状よりプラスとなると考えられるから、本措置を講じて料理飲食等消費税を全面撤廃せられたいとの請願。

一月二十四日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、警察法の一部を改正する法律案
一、公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律案
警察法の一部を改正する法律
警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「五局」を「六局」に、
「保安局」を「保安局」に改める。
第二十三条の二第四号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(交通局の所掌事務)
第二十三条の三 交通局において
は、警察庁の所掌事務に關し、交
通警察に關する事務をつかさど
る。

第三十五条第一項中「七千七百五十七人」を「七千七百七十六人」に、
「千九十九人」を「千二百三十三人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律

（公営企業金融公庫法の一部改正）
第一条 公営企業金融公庫法（昭和三十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「二十一億円」を「二十四億円」に改める。

（奄美群島復興特別措置法の一部改正）

第二条 奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十條の二第五項及び第十條の三第二項中「二億六千万円」を「三億二千万円」に改める。

附則
この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

一月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

一、離島振興法の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び十月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約六十億円の見込みである。

一月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、市町村道路譲与税創設に関する請願（第六九三号）（第七一〇号）

一、旧樺太引揚市町村吏員の退職料等支給等に関する請願（第七〇七号）

一、電気税廃止に関する請願（第七四三号）（第七四四号）（第七四五号）（第七九〇号）（第七九一号）（第七九二号）（第七九三号）（第七九四号）

一、地方財政関係法の抜本的改正に関する請願（第七六七号）

第六九三号 昭和三十七年一月十七日受理

市町村道路譲与税創設に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議 会内 佐藤武久

紹介議員 小山邦太郎君

最近における経済の発展にともない交通事情は一変し、重量積載車や大型車の運行のため、道路の狭あい、損壊はまことにないとはいえない。これは、これがため、国は揮発油税のうちから地方道路譲与税として都道府県に交付し、都道府県はこれを道路行政充実に財源としているが、必ずしも満足すべきものではない実情にある。もちろん

地方交付税の算定基準になつてはいるが、現在の市町村道の改良改修にあてはる面はきわめて少額であり、最近の交通状態から市町村道を完全に維持することは市町村財政では困難な事態に立ち至っているから、現在の揮発油税のうちから新たに市町村にも市町村道路譲与税（一キロ当り千円程度）を創設せられたいとの請願。

第七二〇号 昭和三十七年一月十七日受理

市町村道路譲与税創設に関する請願

請願者 長野県妻科町長野県議 会内 國原信夫

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第六九三号と同じである。

（二）旧樺太市町村勤務十五年以上の有給吏員が引揚後、国家、地方両公務員のいずれにも就職しないで現在に至るものに對し、退職料（引揚後死亡した者にはその遺族に遺族扶助料）を昭和二十年八月十五日にさかのぼつて支給すること、（三）旧樺太市町村有給吏員が引揚後、国家公務員又は地方公務員として勤務している者に対し、樺太市町村の勤務年数を通算すること、（四）旧樺太市町村有給吏員が引揚後、国家、地方両公務員のいずれにも就職せず又は就職したが既に退職した者に対し退職給与金を支給すること、（五）終戦後死亡した旧樺太市町村有給吏員の遺族に対し、死亡給与金を支給すること等についてその実現を図りたいとの請願。

第七四三号 昭和三十七年一月十七日受理

電気税廃止に関する請願

請願者 大阪市生野区田島町三ノ五五 福浦邦子外五十七名

紹介議員 江田 三郎君

国民生活と産業活動の必需品である電気には、消費税として需用者に電気税が課せられている。電気は家庭にとつて主食品や飲料水とならわるところのないもので、毎月の電気使用量の増加に伴い税負担額がふえることは、国民の生活基盤をおびやかすもので、消費者にとつて全く納得できない不合理な税金である。また電気は、あらゆる産業経済活動の原動力として、極めて重大な使命を果たし、また商店、ビル等が使用する電気も、公衆の保安と

昭和三十七年一月三十日【参議院】

一七

環境衛生に直接関係するもので、かかる機能をもつ電力の消費に対して課税することは、全く不合理なことである。このように国民生活や企業経営を不当に圧迫する電気税は、戦時中のなごりとして今日まで存続している地方税で、その後産業用電力のごとく一部業種が非課税となり、電燈需用については低額の免税点方式による減税が実施されるようになったとはいえ、いままなお大多數の需用者が課税されている現在、全廃することによりこの問題を解決すべきであると思ふ。一方電気税廃止による市町村財政は、今後国民経済の成長に伴い国税等の大幅な自然増収が見込まれるので、地方交付金の増額によつて埋め合わせ等の措置により悪影響を受けないですむと考えられるから、昭和三十七年度税制改正に際しては、ぜひとも電気税を廃止されるよう格別の配慮をせられたいとの請願。

第七九〇号 昭和三十七年一月十九日受理
この請願の趣旨は、第七四三号と同じである。

電気税廃止に関する請願
請願者 大阪市住吉区大領町四ノ七四 井上一郎外十七名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第七四三号と同じである。

第七九一号 昭和三十七年一月十九日受理
電気税廃止に関する請願
請願者 神戸市兵庫区湊川八ノ一二七 渡辺泰敏外十九名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第七四三号と同じである。

第七九二号 昭和三十七年一月十九日受理
電気税廃止に関する請願
請願者 大阪市東淀川区塚本町四ノ五六 上田正美外四十名
紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第七四三号と同じである。

第七四四号 昭和三十七年一月十七日受理
電気税廃止に関する請願
請願者 大阪市城東区永田町西二ノ二三二 加藤文子外五十九名
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第七四三号と同じである。

第七四五号 昭和三十七年一月十七日受理
電気税廃止に関する請願
請願者 大阪市西淀川区西福町一ノ一三九 西牧富恵外六十名

ノ六五八 鈴木節子外四十五名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第七四三号と同じである。

第七九四号 昭和三十七年一月十九日受理
電気税廃止に関する請願(二通)
請願者 大阪府吹田市榎阪町五一二 野口末春外百六名
紹介議員 棒 繁夫君
この請願の趣旨は、第七四三号と同じである。

第七六七号 昭和三十七年一月十九日受理
地方財政関係法の抜本的改正に関する請願
請願者 東京都北多摩郡保谷町上保谷一、八一六 都丸哲也
紹介議員 藤原 道子君
昭和三十六年五月一日公布の地方税法の一部を改正する法律(法律第七十四号)は、地方税制の自主性強化を目的とした内容のように聞いていたが、その内容を具体的に検討してみると、その改正目的であるべき簡素合理化とは逆に一段と複雑化し、地方住民に対しては、よりいっそうの負担増大を要求している。このため、東京都北多摩郡保谷町役場では、六十万円の工事費をもつて庁舎を増築し、職員十名を増員する結果となつてゐるから、真に自治に値する自治政を維持しうる財政を確立するよう、(一)地方交付税法第六条

による交付税の総額の引き上げ、(二)独立税の市町村税源への大幅移管、(三)地方自治法第二百五十条「起債許可の制限」の撤廃、等地方財政関係法を、抜本的に改正せられたいとの請願。